

両国駅北口地区地区計画における事前協議確認書の提出について

両国駅北口地区地区計画区域内で、地区整備計画を定めずに建築行為等を行う場合は地区整備計画を定めずに建築行為等を行うことについて東京都と事前協議が必要となります。また都市計画法58条の2第1項の規定による届出の前に、区に事前協議を行ったことが確認できる書類の提出をお願いします。

見本

両国駅北口地区地区計画区域内の建築計画等
事前協議確認書

令和 年 月 日

墨田区長 あて

建築主の住所 氏名	東京都墨田区吾妻橋 丁目 番 号 墨田 花子
敷地の地名地番 (住居表示)	墨田区横網一丁目 番 号 の一部 (番 号)
建築物の主要用途	店舗・事務所
行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)
敷地面積	, . m ²
建築面積	, . m ²
延床面積	, . m ²
地区整備計画	地区整備計画を定めずに建築行為等を行うことについて 令和 年 月 日東京都土地利用計画課と協議済み
備考	案内図・配置図

* 案内図等は別添のとおり

[注意事項]

地区計画に関する提出先は以下の通りです。

- ・事前協議確認書：まちづくり調整課
- ・地区計画行為届：都市計画課

連絡先氏名

株式会社 設計事務所 両国太郎

電話

03 - -